

## 国体代表選手選出について

1. 下記項目を満たしている選手を、長野県国体選手として選出する。
  - ①長野県代表選手とし、日頃の行動、態度、姿勢等が優れていること。
  - ②長野県代表選手としての試合態度、ファイティングスピリットを持っていること。
  - ③国体第一次予選会、第二次選考会等に参加し、優秀な成績であること。
2. 少年の部第二次選考会は、全日本ジュニア県予選、新人県大会、県ジュニア選手権、国体予選、県高校総体、中部日本Jr予選、においてシングルスベスト4入賞者、に該当する選手で行う。
3. 成年の部第二次選考会は、以下に掲げる選手により行う。
  - ①補欠を含む前年度の代表選手4名
  - ②第一次選考会における上位選手4名
  - ③競技力向上委員会で、特別推薦する選手
4. 選手の選考は、下記のように行う。
  - ①成年は第二次選考会において、1位、2位の選手は内定とし、残り一人については過去の戦績等も考慮する。
  - ②少年は以下の3項目のうち2つ以上を満たす選手は内定とし、残り2名については第二次選考会において1位、2位の選手を内定とする。該当選手がない場合は成年に準ずる。
    - ア、前年度の全日本卓球選手権ジュニアの部でベスト16以上
    - イ、当年度の国体第一次選考会において優勝
    - ウ、当年度の県総体において優勝
  - ③少年男女の補欠選手は、高校1・2年生から選考する。
5. 選手の決定は、競技力向上委員会と強化対策本部にて協議して行う。
  - ※ 第二次選考会は、成年男女・少年男女を同一会場で、より多くの観客の前で実施していきたい。
  - ※ 国体代表選手には、ジュニア強化事業等にも積極的に関わってもらえることを確認する。

## ジュニア強化について

### 1. 方針

北信越ブロック国体を突破し、本国体で得点を獲得できるような選手育成を、長期計画のもとで行う。

### 2. 強化指定選手・強化指定チームの認定について

- ①目 的：選手及び母体指導者のモチベーションを高めるために制定する。
- ②選出基準
  - (1)長野県卓球連盟登録者及び登録チームであること。
  - (2)選考は、下記の大会結果を総合的に判断し、ジュニア強化委員会で協議の上、選考する。
    - \* 高校の部(目安:各大会ベスト8以上の成績を上げた者、及び学年も考慮して決定する)
      - ア、国民体育大会(少年の部)長野県予選会
      - イ、長野県高校総合体育大会
      - ウ、中部日本卓球選手権(ジュニアの部)長野県予選会
      - エ、全日本卓球選手権(ジュニアの部)長野県予選会
      - オ、長野県高校新人体育大会
      - カ、長野県ジュニア卓球選手権
    - \* 中学の部
      - ア、中体連夏季総合大会において個人戦北信越大会への出場権を得た1, 2年生
      - イ、5月県中学選手権、9月カデット個人戦(13歳、14歳)県大会において上位ベスト8入賞者にポイントを付与する。1位8点、2位6点、3位4点、4位2点、ベスト8 1点 →原則、2点以上獲得した選手を選考する。
      - ウ、小学校で強化指定選手になっている選手は継続を原則とする。
    - \* 小学の部
      - 「小学生強化指定選手選出基準及び取得ポイント表」(別紙)による
  - (3)強化指定選手の数
    - \* 高校の部(男女各15名程度)
    - \* 中学の部(男女各15名程度)
    - \* 小学の部(男女各15名程度)
  - (4)強化指定チームの認定について
    - \* 小中学生強化指定選手が、男女合計5名以上いるチームを認定する。
  - (5)年度途中に、追加認定、または資格をはく奪することもある。
- ③有効期間：4月1日～3月31日とし、毎年検討し、認定証を授与する。
- ④特 典
  - (1)指定選手及びチームは、連盟主催または共催強化事業に優先的に参加でき、費用の補助を受けられるものとする。
  - (2)強化指定選手及びチームには、Tシャツ・靴下・ボール等(各年ごと変更あり)を授与する。

### 3. 強化事業について

- (1)強化スタッフが技術指導を行う。
- (2)強化スタッフ以外の指導者またはトレーナーも招聘する。
- (3)選考された選手の本人及び指導者からの辞退を妨げないものとする。
- (4)強化事業については、母体指導者も自由に参加できるものとする。